

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

令和4年9月15日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

【調達機関番号 417】

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 秋田自動車道 細内川橋基本詳細設計  
【品目分類番号 42】
- (2) 業務箇所 自) 岩手県和賀郡西和賀町細内  
至) 岩手県和賀郡西和賀町細内
- (3) 業務内容 本業務は、秋田自動車道 湯田 I C～山内 P A間の4車線化事業における、新設するⅡ期線の細内川橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
- (4) 共通仕様書 調査等共通仕様書(令和4年7月)(以下「共通仕様書」という。)を使用すること  
[https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc\\_download/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/)
- (5) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から360日間
- (6) その他  
イ. 本公示における休日とは、『行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。  
ロ. 本業務は、東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO東日本」という。)が定める入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》(以下「指示書」という。)を使用する。  
ハ. 本業務は、落札者の希望に応じ、電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により契約書の取交し及び保管を行う「電子契約」の対象業務である。  
ニ. 本業務は、入札に参加する者からNEXCO東日本が指定した項目(以下「見積対象項目」という。))に係る見積書の提出を求め、その見積対象項目をNEXCO東日本における積算の際の参考とする「見積活用方式」の対象業務である。

### 2. 手続等

- (1) 担当部署 NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課  
(住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1  
J R仙台イーストゲートビル12階  
【所在地番号 04】  
(電話) 022-395-7641  
(電子メールアドレス) [ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp](mailto:ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp)
- (2) 関係書類の取得期間及び方法  
イ. 取得期間 入札公示日から令和4年10月3日(月)までとする。  
ロ. 取得方法 入札公示、金抜設計書、特記仕様書(案)その他入札関係書類、調査等請負契約書、指示書及び共通仕様書は、NEXCO東日本ホームページから取得すること。

### 3. 競争参加資格

- (1) 参加表明書の提出期間の最終日(以下「審査基準日」という。)において、NEXCO東日本契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》(以下「指示書」という)[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 技術提案書の提出期間の最終日において、令和3・4年度調査等競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申

立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記（２）に示す条件を満たす場合を除く。）

（４） 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、NEXCO東日本競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）（以下「資格停止要領」という。）に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと。

（５） 審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ. に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に参与した者でないこと、又は現に下記ロ. に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 施工管理業務の受注者

施工管理業務名	施工管理業務受注者
令和4年度 秋田自動車道 横手東工事区 施工管理業務	株式会社横浜コンサルティングセンター

（６） 審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、指示書1[1] 入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願いの②（１）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

イ. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

**【管財人の定義】**

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人ハ、その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記イ、又はロ、と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

競争参加希望者は、次に定めるとおり、参加表明書を作成する必要がある。

(1) 参加表明書において求める業務の実績、資格、手持ち業務量

イ. 企業

①企業の同種又は類似業務の実績

審査基準日において、平成24年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した下記の「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

同種業務	自動車専用道路におけるPC連続橋（PRC連続橋含む）の基本設計または詳細設計（※）
類似業務	道路におけるPC連続橋（PRC連続橋含む）の基本設計または詳細設計（※）

※共通仕様書5-7-3 構造物設計 基本設計、又は5-7-4 構造物設計 詳細設計をいう。NEXCO東日本以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容とする。

ロ. 配置予定管理技術者

①配置予定管理技術者の技術者資格

審査基準日において、下記に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者でなければならない。

① 技術士[総合技術監理部門（建設部門－鋼構造及びコンクリート）]又は技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている。
② RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている。
③ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者[いずれも鋼・コンクリート分野または橋梁分野]）の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている。

外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、記9.（3）に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

②配置予定管理技術者の同種又は類似業務経験

審査基準日において、平成24年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した下記の「同種又は類似業務」の業務経験を有する者でなければならない。

同種業務	記4.（1）イ. ①に示す同種業務と同じ
類似業務	記4.（1）イ. ①に示す類似業務と同じ

③配置予定管理技術者の手持ち業務

審査基準日において、管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、下記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当しない者でなければならない。

(イ) 契約金額の合計が4億円以上

(ロ) 契約件数の合計が10件以上

なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記(イ)の金額を2億円以上、上記(ロ)の件数を5件以上とする。

また、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(2) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、参加表明書様式1～5について以下により作成すること。

記載事項	作成に関する留意事項	摘要
参加表明書 参加表明書様式 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出者欄を全て記載の上提出すること。</li> <li>参加表明書に関する問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。</li> <li>なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。</li> <li>提出年月日の記載がない場合は受理しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各様式に示す《記載上の注意事項》に従って記載すること。</li> </ul>
企業の同種又は類似業務実績 参加表明書様式 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>記4.(1)イ.①に示す同種又は類似業務の実績を記載すること。</li> <li>なお、業務の実績は1件とする。</li> <li><b>【業務内容確認書類】</b></li> <li>記載した業務が「業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)」に登録されている場合は、テクリス登録番号を本様式に記載すること。</li> <li>記載した業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書(契約の締結が確認できる部分)の写しを添付すること。</li> <li>テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務実績が確認できない場合は、業務実績を別途確認できる資料(数量表、図面、報告書等の一部)の写しを添付すること。</li> <li>テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務実績が確認できず、かつ、業務実績を別途確認できる資料の写しの添付もない場合は、業務実績として認めない。</li> <li><b>【受渡完了確認書類】</b></li> <li>記載した業務につき発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。</li> <li>記載した業務につき成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類(発注機関が作成した認定書等)の写しを添付すること。</li> <li>記載した業務につき成績評定点の通知の写し又は受渡しを行ったことを証する書類(発注機関が作成した認定書等)の写しの添付が無い場合は、業務実績として認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄(作成に関する留意事項)及び各様式に示す《添付書類》に従い記載内容に関する確認書類を添付すること。</li> <li>サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。</li> <li>記載内容に関する確認書類の添付がない場合、選定しない。</li> <li>印影が無い、日付が空欄等正規の手続きにより作成したものと認められない添付書類は、確認書類として認めない。</li> </ul>
配置予定管理技術者の資格等 参加表明書様式 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>記4.(1)ロ.①に示す技術者資格を有する技術者を1名記載すること。</li> <li>技術者資格について、「登録証」等の写しを添付すること。</li> <li>手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の全ての業務について記載すること。</li> <li>手持ち業務は、NEXCO東日本発注業務だけでなく、NEXCO東日本以外の発注者(国内外を問わず)の発注業務も含めること。</li> <li>プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定又は特定通知された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印影が無い、日付が空欄等正規の手続きにより作成したものと認められない添付書類は、確認書類として認めない。</li> </ul>

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</li> <li>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</li> </ul>	
<p>配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験</p> <p>参加表明書様式 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記4.（1）ロ. ②に示す同種又は類似業務の業務経験を記載すること。</li> <li>なお、業務経験は、配置予定管理技術者に対し1件記載すること。</li> <li>・同種又は類似業務の業務経験は、管理技術者としての業務経験に限らず、調査技術者、現場作業責任者、担当技術者として携わった業務経験も対象となる。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が契約した業務経験を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。</li> </ul> <p><b>【業務内容確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載した業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス登録番号を本様式に記載すること。</li> <li>・記載した業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書（契約の締結が確認できる部分）の写しを添付すること。</li> <li>・テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務経験が確認できない場合は、業務経験を別途確認できる資料（数量表、図面、報告書等の一部）の写しを添付すること。</li> <li>・テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務経験が確認できず、かつ、業務経験を別途確認できる資料の写しの添付もない場合は、業務経験として認めない。</li> </ul> <p><b>【受渡完了確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載した業務につき発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。</li> <li>・記載した業務につき成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。</li> <li>・記載した業務につき成績評定点の通知の写し又は受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しの添付が無い場合は、業務経験として認めない。</li> </ul>	
<p>業務実施体制</p> <p>参加表明書様式 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仕様書1-19-1に示す「主たる部分」若しくは1-49-12に示す「秘密情報及び個人情報」の処理に係る部分を再委任してはならない。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。</li> <li>・記載された業務実施体制について、業務の分担構成が不明瞭、又は不自然であるものと認められる場合は、業務実施体制が不適切であると判断する。</li> </ul>	

## 5. 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

- (1) 提出方法 電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出するものとし、書留郵便等の場合の提出部数は2部とする。（なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足について十分確認の

上、提出すること。)

※ 電子メールでの提出は、「R 3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」又は「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。

※ 大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。

- (2) 提出場所 記2. (1)に同じ。
- (3) 提出期間 入札公示日から令和4年10月3日(月)までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
- (4) その他 資料は、資料の不備・不足の確認は行わずに受け付けるので注意すること。

6. 技術提案書の提出者の選定

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目・基準は、以下のとおりである。

評価項目		評価基準・評価方法		評価点
参加表明者の経験及び能力	実績 同種又は類似業務実績	平成24年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務実績に対し、右欄のとおり評価する。	①次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省（道路事業） ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	40
		評価対象とする同種業務： 記4.(1)イ①に示す同種業務	②次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県（道路事業） ト 各市町村（道路事業）	20
		評価対象とする類似業務： 記4.(1)イ①に示す類似業務	③上記イ～ト以外の機関発注の業務実績 ④類似業務の場合	0
		上記に該当する同種業務実績又は類似業務実績がない		不適
事故及び不誠実な行為	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合は、評価を減ずる。	①文書警告	-5	
		②口頭注意	-2	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・経験等 技術者資格	技術部門・科目・種類に応じ、右欄のとおり評価する。	①技術士[総合技術監理部門(建設部門-鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている	30
		外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている	15
			③土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者[いずれも鋼・コンクリート分野または橋梁分野])の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている	15
		上記に該当する技術者資格を有さない		不適
同種又は類似業務実績	同種業務： 参加表明者に求めた同種業務と同じ	平成24年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の経験に対し、右欄のとおり評価する。	①次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省（道路事業） ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30
			②次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県（道路事業）	15

			ト 各市町村（道路事業）	
		類似業務： 参加表明者に求めた類似業務と同じ	③上記イ～ト以外の機関発注の業務実績 ④類似業務の場合	0
		上記に該当する同種業務経験又は類似業務経験が無い		不適
	手持ち業務	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない	適
			いずれかに該当する	不適
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	以下のいずれかに該当するか否かにより判断する。 ①再委任の内容が主たる部分〔共通仕様書1-19-1〕、秘密情報及び個人情報〔共通仕様書1-49-12〕の処理に係る部分のいずれかに該当する。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である。	いずれも該当しない	適
			いずれかに該当する	不適

(2) 選定方法

- イ. 記3. に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。
- ロ. 技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。
- ハ. 入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下となった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日も変更しない。

7. 技術提案書の提出者の選定・非選定に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者として選定した者に対しては、選定通知書をもって通知する。
- (2) 技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を非選定通知書により通知する。
- (3) 技術提案書の提出者の選定・非選定の通知の日は令和4年10月21日（金）を予定している。
- (4) 技術提案書の提出者として非選定の通知を受けた者は、下記に示すとおり、非選定理由について説明を求められることができる。
  - イ. 受付方法 契約責任者に対して、説明請求者の氏名（説明請求者が法人の場合は会社名も記載すること）及び住所、調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により受け付ける。（普通郵便、FAXは認めない。）
  - ロ. 受付場所 記2.（1）に同じ
  - ハ. 受付期間 非選定の通知をした日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
  - ニ. 回答方法 上記ハに示す受付期間の最終日の翌日から5日以内（休日を含まない）に書面にて行う

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書の提出者として選定された者は、次に定めるとおり、技術提案書を作成すること。



(1) 技術提案書作成上の基本事項

技術提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、業務成果の一部の提出を求めるものではない。本公示において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書において求める資格、業務経験

イ. 配置予定照査技術者の資格

技術提案書の提出期限日において、下記に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者でなければならない。

技術者資格	記4. (1) ロ. ①に示す技術者資格に同じ
-------	-------------------------

ロ. 配置予定照査技術者の同種又は類似業務経験

技術提案書の提出期限日において、平成24年4月1日以降に元請として発注機関に受渡し完了した下記「同種又は類似業務」の実績を有する者でなければならない。

同種業務	記4. (1) イ. ①に示す同種業務に同じ
類似業務	記4. (1) イ. ①に示す類似業務に同じ

(3) 技術提案書の作成方法

技術提案書は、以下の「作成に関する留意事項」に従い、技術提案書様式【1～5】・見積活用方式様式【1～2】について作成すること。

記載事項	作成に関する留意事項	摘要
技術提案書 技術提案書様式1	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出者欄を全て記載の上提出すること。</li> <li>技術提案書に関する問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。</li> <li>提出年月日の記載がない場合は受理しない。</li> </ul>	各様式に示す《記載上の注意事項》に従って記載すること。
配置予定照査技術者の資格 技術提案書様式2	<ul style="list-style-type: none"> <li>記8. (2) イ. に示す技術者資格を有する技術者を1名記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄（作成に関する留意事項）及び各様式に示す《添付書類》に従い記載内容に関する確認書類を添付すること。</li> </ul>
配置予定照査技術者の同種又は類似業務経験 技術提案書様式3	<ul style="list-style-type: none"> <li>記8. (2) ロ. に示す同種又は類似業務の業務経験を記載すること。 なお、業務経験は、配置予定照査技術者に対し1件記載すること。</li> <li>技術提案書の提出者以外が契約した業務経験を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。 <b>【業務内容確認書類】</b></li> <li>記載した業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス登録番号を本様式に記載すること。</li> <li>記載した業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書（契約の締結が確認できる部分）の写しを添付すること。</li> <li>テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務経験が確認できない場合は、業務経験を別途確認できる資料（数量表、図面、報告書等の一部）の写しを添付すること。</li> <li>テクリスの登録内容又は契約書の写しで業務経験が確認できず、かつ、業務経験を別途確認できる資料の写しの添付もない場合は、業務経験として認めない。 <b>【受渡し完了確認書類】</b></li> <li>記載した業務につき発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。</li> <li>記載した業務につき成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。</li> <li>記載内容に関する確認書類の添付がない場合、特定しない。</li> <li>印影が無い、日付が空欄等正規の手続きにより作成したものは認められない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載した業務につき成績評定点の通知の写し又は受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しの添付が無い場合は、業務経験として認めない。</li> </ul>	い添付書類は、確認書類として認めない。
業務への取組み姿勢 技術提案書様式 4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の業務内容や特徴を踏まえ、業務を遂行するための実施方針、着眼点について簡潔に記載する。</li> <li>本業務の実施体制、業務フロー、工程計画等について簡潔に記載する。</li> </ul>	
業務計画工程表 技術提案書様式 4-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施の手順を示す計画工程表とすること。</li> <li>業務への取組方針（技術提案書様式 4-1）を反映した計画であること。</li> </ul>	
その他 自由様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務の実施にあたり、課題や問題点に対する、有益な代替案、業務を進める上での重要事項の提案があれば記載する。</li> <li>既に決定している型式の変更を伴う提案については評価をしない。</li> <li>記載様式は技術提案書様式 4-1 に含めず、自由様式とし、A4判1ページ以内とする。</li> </ul>	
総額 技術提案書様式 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>総額（技術提案書様式 5）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いる。</li> <li>代替案を含めて提示した参考業務規模と大きく乖離する見積である場合は特定しない。</li> <li>提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> <li>本業務の総額の参考業務規模（税込）は55～71百万円を想定している。</li> <li>なお、契約制限価格の参考とするため、特定者には、再度見積りを依頼する場合がある</li> </ul>	
参考見積書 見積活用方式様式 1～2	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積書（見積活用方式様式 1～2）は、積算の際の参考として用いる。</li> </ul>	

#### 9. 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

(1) 提出方法 記5. (1)に同じ

(2) 提出場所 記2. (1)に同じ

(3) 提出期間 技術提案書の提出要請日から令和4年11月30日（水）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

10. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目・基準は、以下のとおりである。

評価項目		評価基準・評価方法		評価点	
者の 配置 経験 予 定 管 理 技 術 及 び 能 力	資格 ・ 実績	技術者資格	参加表明書で評価済のため技術提案書提出時には提出を求めない。	参加表明書の評価点に [10/30] を乗じた値を評価点とする	10 ～ 0
		同種又は類似業務経験		参加表明書の評価点に [10/30] を乗じた値を評価点とする	10 ～ 0
配置 予 定 照 査 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 ・ 経験	技術者資格	技術部門・科目・種類に応じ、右欄のとおり評価する。  外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①技術士 [総合技術監理部門 (建設一鋼構造及びコンクリート)] 又は技術士 [建設部門 (鋼構造及びコンクリート)] の資格を有し、技術士法による登録を行っている	10
				②RCCM (鋼構造及びコンクリート部門) の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている	5
				③土木学会認定土木技術者 (特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者 [いずれも鋼・コンクリート分野または橋梁分野]) の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている	5
		上記に該当する技術者資格を有さない		不適	
		同種又は類似業務実績	平成24年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務実績に対し、右欄のとおり評価する。  <u>評価対象とする同種業務:</u> 記4. (1) イ①に示す同種業務 <u>評価対象とする類似業務:</u> 記4. (1) イ①に示す類似業務	①次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省 (道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	10
				②次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県 (道路事業) ト 各市町村 (道路事業)	5
③上記イ～ト以外の機関発注の業務実績 ④類似業務の場合”	0				
上記に該当する同種業務実績又は類似業務実績がない		不適			
業務への取組み姿勢	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合、右欄のとおり優位に評価する。	相対的に非常に優れている ～ 理解度が低い	10 ～ 0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合、右欄のとおり優位に評価する。	相対的に非常に優れている ～ 妥当性が低い	30 ～ 0	

	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合、右欄のとおり優位に評価する。業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合、評価しない。	相対的に非常に優れている ～ 妥当性が低い	20 ～ 0
総額		技術提案書様式5に記載した総額。	記8.(3)の表中に記載された参考業務規模の額以下の場合	適
			記8.(3)の表中に記載された参考業務規模の額と大きく乖離する見積である場合又は提案内容に対して見積が不適切な場合	不適

### 1.1. 見積活用方式に関する事項

(1) 本件は、技術提案書の提出者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象業務である。

#### (2) 見積活用方式の概要

見積活用方式とは、NEXCO東日本が金抜設計書のうち、技術提案書に記載された技術提案の内容に変更対象となる項目について、入札者から技術提案書に併せて参考見積書の提出を求め、技術提案書に関するヒアリングを通じて、参考見積書に記載された内容（設計図書及び技術提案に基づく条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認・問合せを入札者に対し行い、技術提案書の提案内容の変更が生じた場合等や参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるとした後、NEXCO東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

#### (3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期限 令和4年11月30日（水）16時まで。
- ② 参考見積書提出場所 記2.(1)に同じ
- ③ 参考見積書提出方法 電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出するものとし、提出部数は1部とする。  
※ 電子メールで提出する場合は、「令和3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」又は「担当者連絡先届（様式6 [指示書様式4]）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。
- ④ 提出書類 参考見積書（見積活用方式様式1～2）

#### (4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、技術提案内容に関するヒアリングの際に行うものとし、技術提案内容に関するヒアリングは令和4年12月1日（木）から令和4年12月14日（水）までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、技術提案内容に関するヒアリングは、担当者宛に連絡し日時を定めたいえ Web 会議システムにより行うことを想定している。

#### (5) 訂正参考見積書の提出

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期限 令和4年12月15日(木)16時まで。
- ② 訂正参考見積書提出場所 記2.(1)に同じ
- ③ 訂正参考見積書提出方法 記11.(3)③参考見積書提出方法のとおり
- ④ 提出書類 訂正参考見積書(見積活用方式様式1~2)

なお、上記(4)による問合せが無かった入札者及び上記(4)による問合せがあった者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

#### (6) 見積活用方式に関する留意事項

- ① 上記(3)に示す提出期限までに参考見積書を提出しなかった場合、又は(4)の問合せの確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨をNEXC O東日本と確認した入札者が(5)に示す期限までに訂正参考見積書を提出しなかった場合は当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- ② 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- ③ 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。
- ④ 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

### 1.2. 技術提案書に関するヒアリング

#### (1) 以下のとおりヒアリングを行う

イ. 実施方法 Web会議システム

ロ. 実施日時 令和4年12月1日(木)~令和4年12月14日(水)を予定するが、詳細は協議のうえ決定する。

ハ. 出席者 配置予定管理技術者とする。

#### (2) ヒアリングでは、技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

イ. 配置予定管理技術者の業務経験について

ロ. 業務の取組み姿勢について

ハ. 技術提案書様式5で求めた総額の内容について

ニ. 参考見積書の内容について

#### (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

#### (4) ヒアリングは質疑応答を含め20分程度とする。

### 1.3. 特定及び非特定理由に関する事項

#### (1) 技術提案書が特定された者に対しては、特定通知書をもって通知する。

#### (2) 技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を非特定通知書により通知する。

#### (3) 技術提案書が特定されなかった者として非特定の通知を受けた者は、下記に示すとおり、非特定理由について説明を求めることができる。

イ. 受付方法 契約責任者に対して、説明請求者の氏名及び住所、調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面(様式は自由)を電子メール又は書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により受け付ける。(普通郵便、FAXは認めない。)

ロ. 受付場所 記2.(1)に同じ

- ハ. 受付期間 非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
- ニ. 回答方法 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

#### 14. 見積合せ

##### (1) 見積合せ

見積合せの日時等については、特定した見積者に別途通知する。

##### (2) 契約相手方の決定

契約責任者は、見積合せの結果、契約制限価格の範囲内における有効な見積価格である場合に、見積者を契約の相手方として決定する。

#### 15. 契約書作成の要否 要

記2. (2) ロ. に示す調査等請負契約書により、契約書を作成すること。

契約責任者は、落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取交し、保管を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST-Light」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には、電子契約により契約書の取交し、保管を行う。

#### 16. 入札保証及び契約保証

##### (1) 入札保証 不要

##### (2) 契約保証 必要

指示書[25]「契約保証（履行ボンド）の取得及び提出」を参照のこと。

#### 17. 前金払

請負代金額が300万円以上の場合は「有」、300万円未満の場合は「無」

請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約第35条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。

#### 18. 入札公示に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付方法 質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）を電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により受け付ける。なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。  
なお、質問書面には会社名・提出日を記載すること。

##### 【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないように留意すること。

- (2) 受付先 記2. (1) に同じ。

- (3) 受付期間 入札公示日から令和4年1月15日（火）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を含まない）に下記(5)に示すとおり閲覧に供する。

- (5) 閲覧方法及び期間

回答の翌日から見積合せの日まで、NEXCO東日本ホームページ「入札公告・契約情報検索」の「本公告名」の「その他情報」に掲載し閲覧に供する。

#### 19. 苦情申立てに関する事項

記7. (4) 又は記13. (3) の回答その他手続きに不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

#### 20. 関連情報を入手するための照会窓口 記2. (1) に同じ

## 2 1. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 記3.(2)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も記4.(2)により参加表明書を作成し、提出することができるが、技術提案書の提出期間の最終日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対してNEXCO東日本競争参加資格停止等事務処理要領に基づく資格停止措置を行うことがある。
- (6) 記4.(1)イ.①、ロ.②及び8.(2)ロ.の同種又は類似業務実績(経験)については、我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にある場合は、我が国における同種又は類似業務の実績(経験)をもって判断する。
- (7) 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)をもって参加表明書を提出する場合には、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、技術提案書の提出期限日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- (8) 参加表明書の提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。
- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (10) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術評価点の算出以外には提出者に無断で使用しない。
- (11) 本業務の受注者となった場合、次のとおり、受注することができなくなる他の業務がある。
  - イ. 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は工事を受注することができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

    - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
    - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。
  - ロ. 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を受注することができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

    - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
    - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。
- (12) 本件調達において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。
- (13) 入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページ「よくあるご質問・調達について」を参照のこと。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

以 上